



人事・労務に役立つ NEWS

## B's事務所通信

発行：社会保険労務士法人びいずろうむ

〒466-0058 名古屋市昭和区白金3-20-2 発行日：2017年9月1日

TEL 052-881-0404 FAX 052-881-0440 e-mail info@b-z.jp 通巻 97号

9  
2017

**平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安を公表**

今年7月末に開催された第49回中央最低賃金審議会において、平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。

## 【参考】地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会に提示しています。この目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すもので、これを拘束するものではありません。

なお、地域別最低賃金額は、平成14年度以降、時間額のみで示されることになっています。



## 平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安

都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA～Dの4ランクに分けて、引上げ額の目安が提示されました。

ランクごとの引上げ額は、Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円(昨年度はAランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円)。

ランク	都道府県	引上げ額の目安
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22円



今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は25円(昨年度は24円)であり、目安どおりに最低賃金が決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年度以降で最高額となる引上げになります。

また、全都道府県で20円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると3.0%(昨年度と同率)となっています。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上答申を行い、各都道府県労働局長によって地域別最低賃金額が決定されることとなります。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017(いわゆる骨太方針2017)」などでも、最低賃金について、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す」としています。

## 増加の一途、過重労働による脳・心疾患、精神疾患に関する労災請求

### ◆平成 28 年度「過労死等の労災補償状況」

厚生労働省は、過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害に関して、平成 14 年から、労災の請求件数や支給決定件数などを年 1 回取りまとめています。

このたび平成 28 年度の集計結果が公表されましたので、その内容をまとめます。

### ◆脳・心臓疾患に関する労災補償状況

請求件数は 825 件で、前年より 30 件増加しました。支給決定件数は 260 件で前年比 9 件増、うち死亡件数も同 11 件増の 107 件でした。業種別に見てみると、請求件数・支給決定件数ともに「運送業、郵便業」が 212 件と最も多く、次いで「卸売業、小売業」106 件、「製造業」101 件と続きます。年齢別では、「50～59 歳」が請求件数 266 件、支給決定件数 99 件とともに一番多く、「40～49 歳」が請求件数 239 件、支給決定件数 90 件と、ともに 2 番目に多くなっています。時間外労働時間別の支給決定件数は、「80 時間以上～100 時間未満」が 106 件で最多、「100 時間以上」の合計件数は 128 件ありました。

### ◆精神障害に関する労災補償状況

精神障害の請求件数は、前年から 71 件増え 1,586 件と、過去最多となりました。そのうち未遂を含む自殺件数は前年から 1 件減の 198 件でした。支給決定件数は 498 件で前年から 26 件増加し、うち未遂を含む自殺の件数は前年から 9 件減の 84 件となっています。業種別で見ると、請求件数は「医療、福祉」302 件、「製造業」279 件、「卸売業、小売業」220 件の順に多く、支給決定件数は「製造業」91 件、「医療、福祉」80 件、「卸売業、小売業」57 件の順になっています。年齢別では、「40～49 歳」歳の請求件数が 542 件、支給決定件数が 144 件とともに最も多く、次いで「30～39 歳」の請求件数が 408 件、支給決定件数 136 件という順に多くなっています。

そして、出来事別の支給決定件数は、「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が 74 件、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が 63 件となっています。

### ◆裁量労働制対象者に係る支給決定件数

過去 6 年間で、「裁量労働制対象者」に係る脳・心臓疾患の支給決定件数は 22 件で、うち専門業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が 21 件、企画業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が 1 件ありました。

企業側は、事業場の事故に限らず、労働時間・働き方等の管理に厳重な配慮が必要です。

## 「ストレスチェック制度」の実施状況と関連する助成金

### ◆初の取りまとめ

ストレスチェック制度の実施状況が、制度施行後、初めて取りまとめられ、厚生労働省から発表されました。その結果、実施義務対象事業場のうち、ストレスチェック制度を実施したのは 82.9%で、実際にそれを受けた労働者の割合は 78.0%でした。そのうち、医師による面接指導を受けたのは平均 0.6%ですが、事業場規模が小さくなるほどその数値は高くなっています(50～99 人規模では 0.8%)。社員が死亡等された場合、健康診断を受けさせない(受けていないことを放置する)ことで会社の管理責任が問われるケースがありますが、これからはストレスチェックを受けさせないことで会社の責任を問われるようなケースも出てくるかもしれません。

### ◆「ストレスチェック制度」とは？

ストレスチェック制度は、50 名以上の従業員がいる事業場に義務付けられているもので、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査です。労働安全衛生法に基づき、2015 年 12 月から、毎年 1 回、この検査をすべての労働者に対して実施すること、その結果に基づく面接指導などを実施することが義務付けられました(ただし、契約期間が 1 年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の 4 分の 3 未満の短時間労働者は義務の対象外です)。なお、現時点で 50 名未満の事業場については「努力義務」となっていますが、今後義務化される可能性もあります。

### ◆制度導入に対する助成金

50 人未満の事業場がストレスチェック制度を実施する場合には支援措置が用意されています。2017 年度は、従来からあった「ストレスチェック助成金」に加え、次の 3 つの助成金が新設されました。

- ・職場環境改善計画助成金
- ・小規模事業場産業医活動助成金
- ・心の健康づくり計画助成金

比較的使いやすい助成金ですので、ご関心があればお問い合わせください。政府や行政の動きとしても、労働者の健康確保は最近の目玉政策の 1 つであり、労働基準監督署による集中的な指導・監督が行われています。社

員がメンタル不調で欠員となる影響は中小企業ではより深刻です。会社の経営は社員の健康なくして語れない時代になりました。予防こそ最大の対策です。

## 従業員の睡眠不足問題と「勤務間インターバル制度」の活用

### ◆睡眠ブーム到来中！

「睡眠」が静かなブームとなっています。ビジネスマン向けの「睡眠」関連書が次々と出版されたり、深夜業務が多い企業などを対象とした「従業員の睡眠改善」セミナーが話題となったりするなどしています。「平成 27 年国民健康・栄養調査」（厚生労働省）によれば、1 日の平均睡眠時間が「6 時間未満」という人は平成 27 年で 39.5%です。この割合は、平成 19 年以降、増加し続けています。睡眠ブームも、このように睡眠不足に悩む人が増えていることの裏返しと言えます。ここでは、企業にとっての従業員の睡眠不足について、考えてみましょう。

### ◆睡眠負債の恐怖

「睡眠負債」という言葉をご存知でしょうか。スタンフォード大学により提唱された概念で、日々の僅かな睡眠不足が負債のように積み重なっている状態を指します。短期的な睡眠不足であれば、しっかり休養すれば改善しますが、睡眠負債の場合、本人は睡眠不足の自覚がないまま心身にダメージが蓄積し、脳のパフォーマンスの低下や、がん、生活習慣病、鬱、認知症などの発症をも引き起こすとされています。一例として、東北大学の調査では、睡眠時間が 6 時間以下で睡眠負債がたまった状態の人においては、男性の前立腺がんの発症率が 1.38 倍、女性の乳がん発症率が 1.67 倍に悪化したとのことです。

### ◆睡眠負債で高まる労災リスク

睡眠負債は、慢性的な長時間労働と表裏一体の関係です。従業員の疾病発症率が高まることは、自社の労災発生リスクが高まることを意味しています。万が一、自社の従業員が脳・心臓疾患や精神疾患を発症し、これが長時間労働によるものと主張されれば、企業はこの疾患の「業務起因性」や、そもそもの「安全配慮義務」を問われる事態ともなりかねません。

### ◆労働者と企業を守る「勤務間インターバル制度」

労働者の睡眠負債への特効薬として、今、期待されているのが「勤務間インターバル制度」（退社から入社まで一定時間を空け、労働者の休息時間を確保する制度）です。終業が遅くなった際、始業を後ろ倒しすることで、

睡眠を含む休息時間の確保につながります。厚生労働省の有識者会議における資料によれば、この「勤務間インターバル制度」をすでに導入している企業および導入検討中の企業はわずか 10%程度であり、普及はこれからですが、企業にとって要注目の制度ではないでしょうか。導入に際しては助成金も活用できますので、ぜひご相談ください。

## 中小企業の「健康経営」への関心度と関係省庁の取組み

### ◆中小企業に浸透していない？

東京商工会議所は、東京都内の中小企業を対象とした「健康経営」に関する取組みについての調査をまとめました。その結果、約 6 割の企業は「健康経営」について認知しており、約 2 割の企業はすでに「実践している」と回答しました。一方、健康経営の言葉自体を「聞いたことがない」企業は約 4 割もあり、認知度がまだ低いことが浮き彫りとなりました。

### ◆関心はあるが、その効果は未知数

また、健康経営を進めるうえでの課題（複数回答）として、「どのようなことをしたらよいか分からない」が 38.1%と最も多く、「ノウハウがない」「社内の人員がいない」（ともに 22.7%）、「予算がない」（12.5%）と続いています。中小企業は、健康経営に関心があるにもかかわらずその効果がわからず、また、実践するための予算や人員が確保できないため、取組みをためらっているようです。健康経営は、企業が従業員の健康管理をすることで組織全体が活性化し、長時間労働の是正や生産性の向上の効果にもつながるとされています。

### ◆「健康経営」に関する主な取組み

関係省庁の主な取組みとして、経済産業省は、東京証券取引所と共同で毎年「健康経営銘柄」を選定して公表することで、企業の健康経営の取組みが株式市場等において評価される仕組みづくりに取り組んでいます。また、厚生労働省は今年 7 月に「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」を公表しました。このガイドラインは、事業主と健保組合等が連携（コラボヘルス）して健康増進に向けた取組みを行うためのものです。

また、健保加入者の健康情報の分析を行うことで、個人の状況に応じた保健指導や効果的な予防・健康づくりのアドバイス等が期待されます。

## 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し②

今回は、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額がどのように決まることになるのかを紹介します。

### 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正（平成30年から適用）

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、**居住者（給与所得者）の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました**（改正前：居住者（給与所得者）の合計所得金額の制限無）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、**対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました**（改正前：38万円超76万円未満）。

#### ◆ 改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額〔国税庁資料〕 ◆

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合は居住者の給与等の収入金額)			【参考】 居住者の収入が給与所得だけの場合は配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (0,130万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	28万円	13万円	1,350,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	28万円	13万円	1,350,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	38万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	25万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,657,000円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,657,000円超 1,701,000円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,701,000円超 1,801,000円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,801,000円超 1,908,000円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,908,000円超 1,971,000円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,000円超 2,015,000円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,000円超

(注) 合計所得金額が1,000万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除等の適用を受けることができません。



### 番外 厚生年金保険料が9月分(10月納付分)から引き上がります

厚生年金保険の保険料率が、今までの18.182%から0.118%引き上げられ、「**18.3%**」となります。

この保険料率は「**平成29年9月分(10月納付分)から**」の保険料を計算する際の基礎となります(健康保険の保険料率については、同月からの改定はありません)。

お仕事  
カレンダー  
9月

- |      |   |
|------|---|
| 9/10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●一括有期事業開始届の提出(建設業)<br/>主な対象事業:概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事</li> <li>●8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li> </ul> |
| 9/30 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>●7月決算法人の確定申告・翌年1月決算法人の中間申告</li> <li>●10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告</li> </ul>     |

◆あとなぎ◆ 9月1日は防災の日ですが、弊社の期初でもあります。法人化して3期目のキックオフです。飛躍の年になりますよう、変わらぬご支援をお願いいたします。